

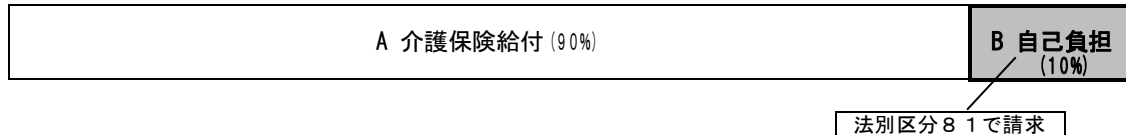
福祉系サービスを現物給付するときの留意事項

《訪問介護を利用する場合》

この制度を利用できるのは低所得者の方のみです。低所得者を証する次のいずれかの認定証が必要となります。

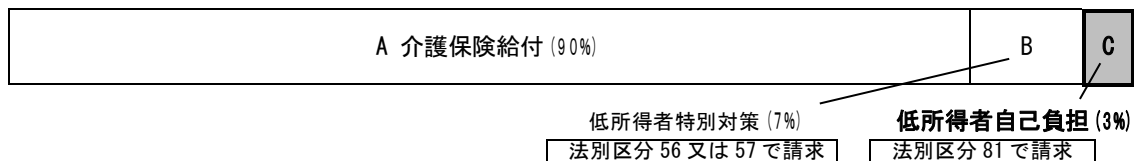
○ 府（健康対策課）が認定した低所得者の被爆者の方

訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証（法別区分 8 1）を持参した方は「8 1」の公費請求となります。



○ 特別対策の対象者となっている被爆者の方

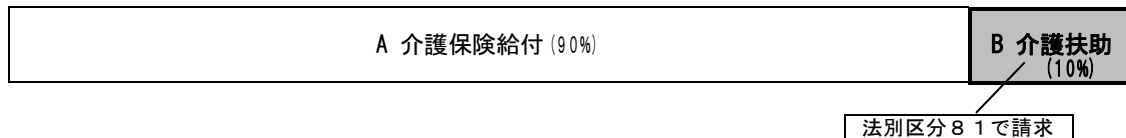
市町村が交付している訪問介護利用者負担額減額認定証（法別区分 5 6 又は 5 7）を持参した方は、法別区分「5 6」又は「5 7」と「8 1」の公費併給となります。



《生活保護受給者が助成サービスを利用する場合》

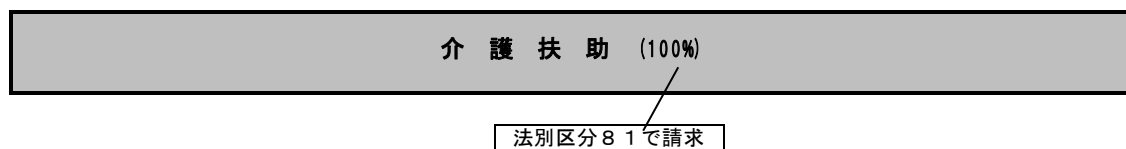
○ 介護保険被保険者の方

利用者負担相当額が「8 1」の公費請求となります。



○ 介護保険被保険者でない方（被保険者番号の頭 1 ケタ目が「H」の方）

全額「8 1」の公費請求となります。



被爆者が利用者負担金を支払った場合の助成金の申請方法（償還払）

対象サービスの種類	必要書類	提出先
福祉系サービス	①介護保険利用被爆者助成金支給申請書（※1） ②領収証（原本） ③介護サービスの内容を記載した書類（サービス提供証明書）（※2） （注）訪問介護の利用者は、次のいずれかの書類も提出 （ア）訪問介護利用者負担額減額認定証の写し （イ）訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証の写し	居住地の 保健所等
医療系サービス	①一部負担金相当額支給申請書（※1） ②領収証（原本） ③介護サービスの内容を記載した書類（※2）	

※1 申請書は保健所等又は京都府ホームページからダウンロードすることができます。

※2 介護保険のサービスを利用した被爆者から被爆者健康手帳を提示して依頼があったときは、交付願います。

高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費の支給を受けている場合は、同サービス費支給決定通知書も提出してください。

○この制度に関する問い合わせ先

京都府健康福祉部健康対策課 電話 075-414-4736 又は居住地の保健所等

○この介護給付費の請求・審査に関する問い合わせ先

京都府国民健康保険団体連合会介護保険課 電話 075-354-9011